

法人名 :  
部 署 :  
役 職 :  
名 前 : 櫻井清幸

コメント:

本コメント寄稿に関しての基本的な考え方

所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースを区別する会計基準については、国際的な会計基準との調和も踏まえ、わが国において特異な会計基準として本基準が解釈されることが無い様慎重な配慮が必要であると考えます。特に、米国SECに上場している日本企業においては、既に連結財務諸表を米国基準で作成している実情を勘案し、新たなリース会計基準採用後においてもなお、所有権移転外ファイナンス・リースにおいて説明困難な日米会計基準のギャップ差が許容されないように配慮すべきであると考えます。

論点1: 所有権移転外ファイナンス・リース資産の残存価額について

所有権移転外ファイナンス・リースの残存価額はゼロとすることが明記されていますが、平成19年度税制改正により、残存価額を備忘価額とすることが定められたことから、今後リース資産以外の固定資産についても、会計上の残存価額をどのように定めるべきかについて、改めて議論がなされることと推察いたします。

斯様な状況の中、自己所有の固定資産の残存価額の見直しが行なれないまま、本会計基準において所有権移転外ファイナンス・リースについてのみ残存価額をゼロとすることを敢えて言及することは、全体のバランスを失した議論であると考えます。本件については、固定資産の残存価額に関する、より包括的な基準の中で言及されるべきものと考えます。

論点2: 所有権移転外ファイナンス・リースの償却方法について

所有権移転外ファイナンス・リースの償却方法は、自己所有の固定資産と異なる償却方法を選択できるとしています。

しかしながら、資産の利用者側の立場に立って考えれば、自己所有もリースも区別なく一体として利用しているケースが殆どであり、そのような同一の利用環境にありながら所有権移転外ファイナンス・リースのみ異なる償却方法が採用されることはむしろ不自然ではないかと考えます。

従って、所有権移転外ファイナンス・リースの償却方法については、所有権移転ファイナンス・リースと同様に、自己所有の固定資産と同様の償却方法を採用することを原則的な方法であると基準上明記すべきであると考えます。その上で、会社の利用実態として反証可能である場合に限り例外的な処理として、自己所有の固定資産と異なる償却方法を認める様基準を整理すべきではないかと考えます。